

長崎県地域生活定着支援センターの取組と 『自立準備ホーム』の活用について

長崎県地域生活定着支援センター

所長（社会福祉士） 大坪 幸太郎

■目的

『高齢』又は『障がい』により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県の設置する地域生活定着支援センターが、刑事司法関係機関、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続き又は保護処分により身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、**地域共生社会の実現**を図るとともに、再犯防止対策に資することを目的とする。

■業務内容（実施主体：長崎県）

1 コーデネート業務：矯正施設退所予定者の帰住調整支援

2 フォローアップ業務：矯正施設退所者を受入れた施設等への助言

3 被疑者等支援業務：被疑者・被告人の支援（勾留中・釈放後）

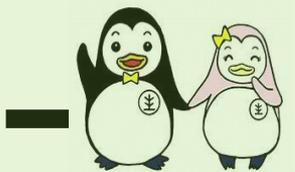
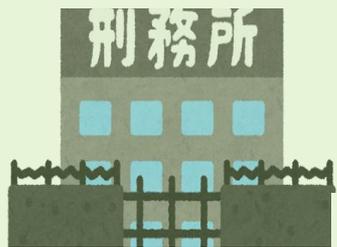
4 相談支援業務：上記①～③以外の相談を対応（任意での受入）

5 関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等

地域生活定着支援センターの『業務』イメージ



①コーディネート業務



保護観察所

出口支援

入口支援



定着支援
センター

②フォローアップ業務



更生保護施設等



自宅・アパート



福祉施設・GH等

地域生活

④相談支援業務

検察

弁護士



裁判所



③被疑者等支援業務



家族・親族

相談

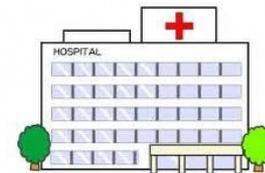


支援機関

市役所



行政各機関



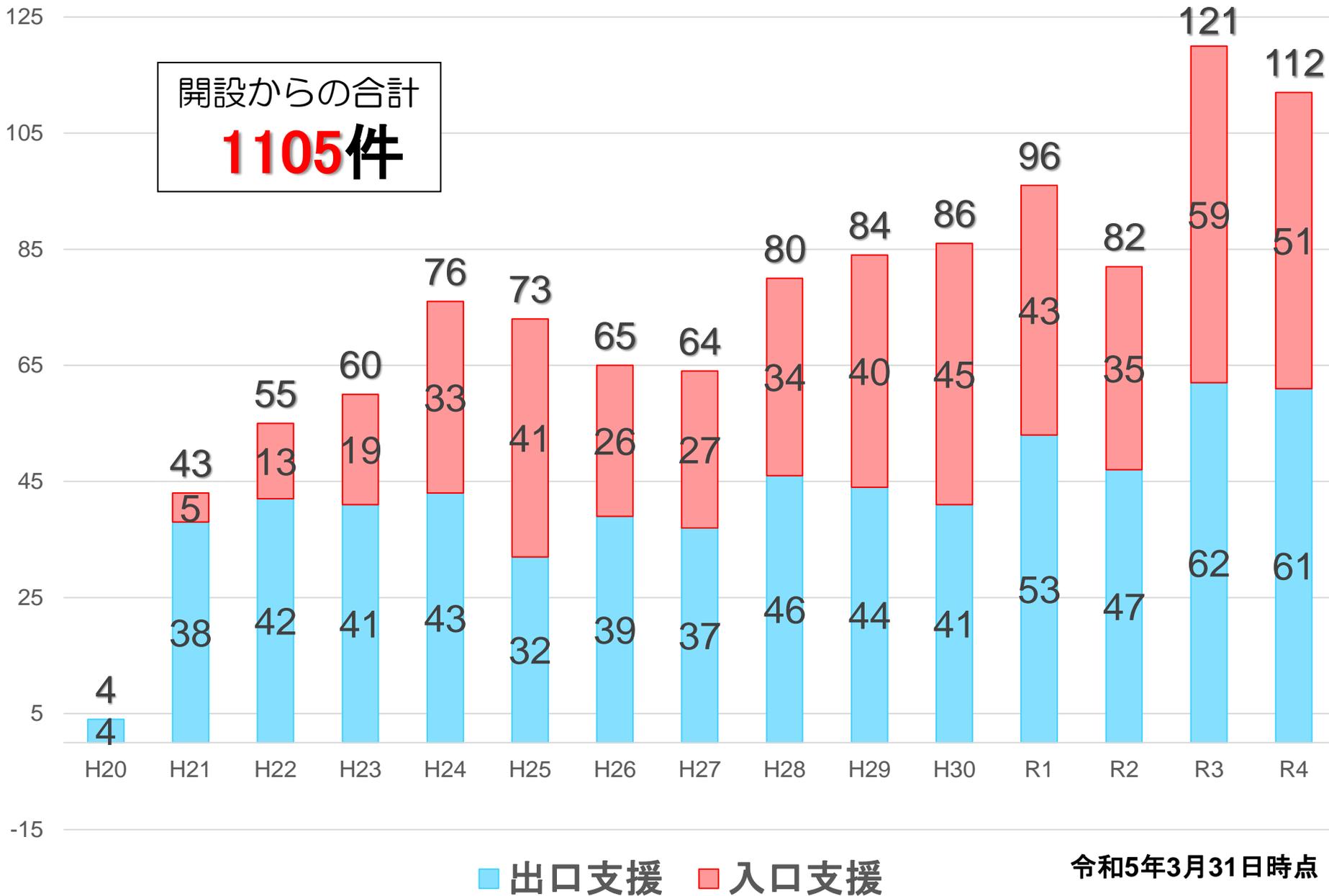
医療機関

長崎県の依頼件数（※事件の発生件数は『減少』傾向にある）



開設からの合計

1105件

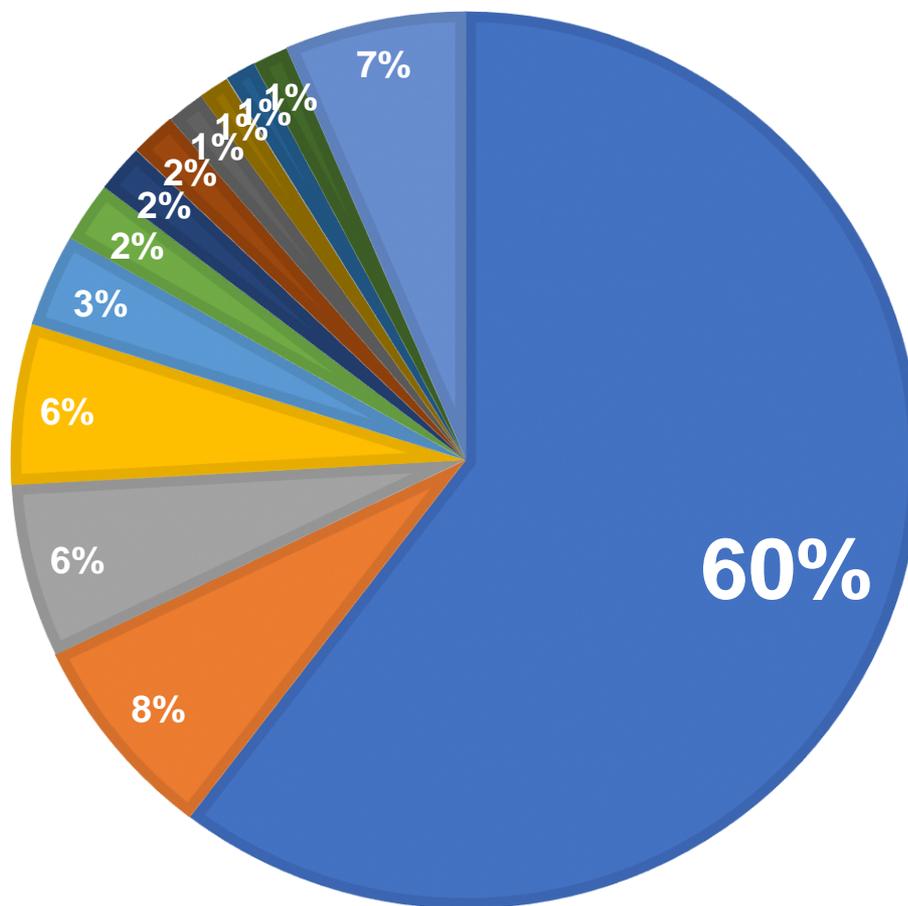


令和5年3月31日時点

令和5年3月31日時点

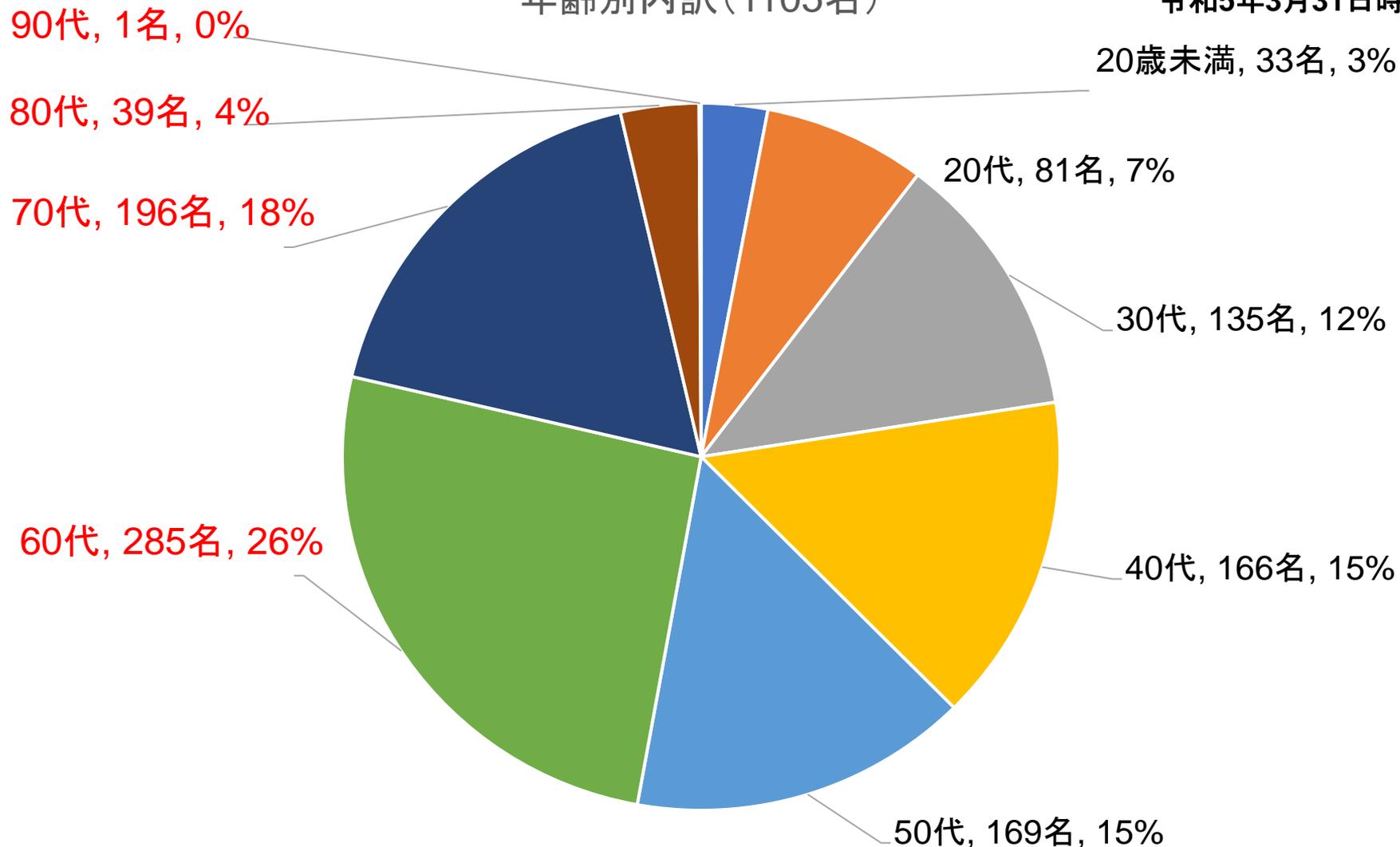
罪名別内訳(1105名)

- 窃盗
- 詐欺
- 薬物事犯
- 暴行/障害
- 住居/建造物侵入
- 放火
- 強制わいせつ
- 銃刀法
- 殺人(未遂含む)
- 器物損壊
- 虞犯
- 道路交通法
- 表記以外



年齢別内訳(1105名)

令和5年3月31日時点



■ 20歳未満 ■ 20代 ■ 30代 ■ 40代 ■ 50代 ■ 60代 ■ 70代 ■ 80代 ■ 90代

介護等を要する高齢者等への帰住調整（例：特別養護老人ホーム）

（背景）

- ・開所～令和4年度末までに長崎定着が関与して

長崎県内に帰住した者は、555名

- ・うち、認知症を『発症』、もしくは『疑い』の者は、71名

- ・入居型の高齢者施設への入居状況

特別養護老人ホーム	養護老人ホーム	認知症対応型GH	有料老人ホーム	サ高住
1名	18名	0名	8名	4名

（希望）

- ・対象者の数としては多くはないが「介護」が必要、もしくは、日常的に見守りを要する対象者が、釈放される際に、希望する地域で受入施設がある状況にしたい。

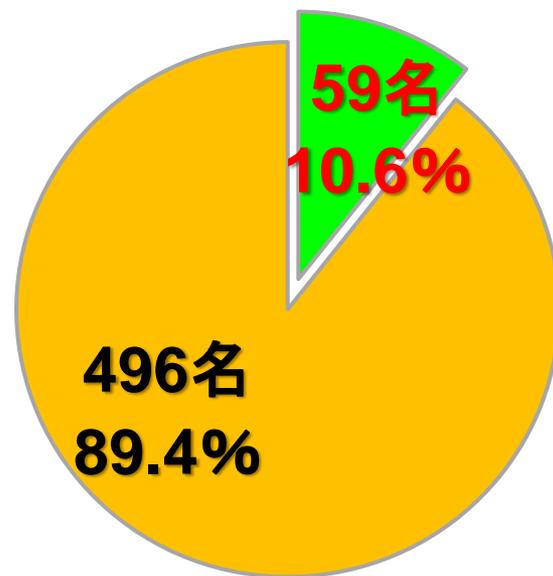
- ①事前に長崎保護観察所へ『自立準備ホーム』への登録があれば、空室がでた時だけ、一時的な受入れが可能。
- ②入所契約前に、保護観察所の委託の中で、疑似的な生活体験を本人が経験できる。また、受け入れる施設側も、ご本人の生活の実態が把握でき、受入の為の判断材料とできる。
- ③自立準備ホームの受入れ後、施設での受入が難しいと判断した場合の、次の帰住先の調整は、地域生活定着支援センター等が行う。

■ 『支え』があることで『犯罪』を繰り返さない人が多い。

※定着の対象者⇒
・ 「生きづらさ」を抱えた人
・ 福祉的支援のニーズのある人

長崎県内に帰住した後、再犯・再入に至った件数

59名 / 555名 (10.6%)



■ 再犯・再入 ■ 再犯なし

■ 地域の『安心・安全』の為に、

皆で少しずつ、ご協力を頂けないでしょうか？